

「石川県安全安心な消費生活社会づくり条例」を一部改正

## 事業者の買取行為を 規制対象としました

石川県安全安心な消費生活社会づくり条例では、事業者が消費者との間で行う「不適正な取引行為」を指定・禁止しており、それらの行為があった場合、県は事業者に対して指導や勧告などを行います。

事業者が不当な方法により消費者から物品を買い取る事例が増加している状況から、このほど、本条例及び施行規則を一部改正し、事業者が消費者から物品を買い取る行為についても規制対象に追加しました。(平成 25 年 4 月 1 日施行)

### 次のような事業者の買取行為を禁止します

○消費者が買取りを断っても  
訪問した消費者宅から帰らない



○査定だけと消費者が見せた  
貴金属を強引に買い取る



○何度もしつこく消費者に買取りの電話をかける

○取引に関する重要な情報を隠して買取契約を勧める …など

(消費者宅での買取りのほか、店舗や電話、通信での買取行為も対象です。)

### ○お問い合わせ・ご相談

・条例改正についてのお問い合わせ

石川県県民文化局県民生活課

TEL 076-225-1386

・消費生活に関する相談窓口

消費者ホットライン TEL 0570-064-370

お近くの消費生活相談窓口につながります

(郵便番号をお聞きますので、事前にご確認ください)